第１１回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日　令和　３年　４月２６日（月曜日）
開催場所　　標 茶 町 役 場 議 場

○議 事 日 程

第　１　会議録署名委員の指名について
第　２　会期決定について
第　３　会務報告
第　４　報告第　２１号　令和２年度標茶町農業委員会業務報告について
第　５　報告第　２２号　農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
　　あっせん委員の指名について　４件
第　６　報告第　２３号　農用譲渡申出に係るあっせん結果について　２件
第　７　報告第　２４号　農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について　１件
第　８　議案第　５７号　農用地の賃貸借に係る合意解約について　６件
第　９　議案第　５８号　現況証明願について　４件
第１０　議案第　５９号　農地法第３条の規定による許可申請について　４件
第１１　議案第　６０号　農地法第５条の規定による許可申請について　１件
第１２　議案第　６１号　農用地利用集積計画の作成の要請について　２３件
第１３　議案第　６２号　令和２年度の目標及びその達成に向けた
　　活動の点検・評価（案）について
第１４　議案第　６３号　令和３年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
第１５　議案第　６４号　令和３年度標茶町農業委員会事業計画について
第１６　議案第　６５号　農地等の利用最適化の推進に関する指針の見直しについて

○出席委員（１５名）

１番　佐藤　松喜　君　　２番　舟山　珠代　君　　４番　笛木　眞一　君
５番　嶋中　　勝　君　　６番　津野　　斉　君　　７番　佐瀬日出夫　君
８番　熊谷　英二　君　　９番　澁谷　　洋　君　　１０番　渡邊　裕義　君
１１番　高松　俊男　君　　１２番　甲斐やす子　君　　１３番　平山　正志　君
１４番　小野寺典男　君　　１５番　森田　享子　君　　１６番　佐藤　徳市　君

○議事参与の制限を受けた委員（　３名）

●番　●●●●　君　　●番　●●●●　君　●番　●●●●　君

○欠席委員（　１名）

３番　髙橋　政寿　君

○その他出席者

事務局長　川村　勉　　君　　振興係長　不藤さとみ　君
農地係長　小幡　裕也　君　　主　　任　大河原　広　君

（会長　佐藤徳市君、議長席に着く。）

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君）　只今から第１１回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は１５名、欠席１名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

（午前１０時００分開会）

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君）　直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君）　日程第１。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第８２条の規定により、

５番・嶋中君　　７番・佐瀬君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君）　日程第２。会期決定を議題と致します。

第１１回標茶町農業委員会総会の会期は本日１日限りと致したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日１日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君）　日程第３。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第２１号

○会長（佐藤徳市君）　日程第４。報告第２１号、令和２年度標茶町農業委員会業務報告について を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君）　はい。

報告第２１号についてご説明させていただきます。

令和２年度標茶町農業委員会業務報告について。

令和２年度標茶町農業委員会業務について、次のとおり報告します。

令和２年度標茶町農業委員会業務報告書は別紙のとおりとなっております。

令和２年度標茶町農業委員会業務報告書

１．総会等会議招集の状況

（１）総会等会議開催回数

定例総会１３回、特別委員会１回、あっせん委員会３５回、参考賃借料改定協議会１回、
その他１９回。特別委員会につきましては農政部会、農地部会。その他については全体協議会。
広報委員会、研修委員会、農地利用状況調査会議等となっております。

（２）総会等議案数及び延件数

議案、議案数８１件、延件数３４６件。
報告、議案数２７件、延件数９３件。
協議、議案数１件、延件数１件。
その他、議案数２件、延件数２件となっております。
その他につきましては、改選による選挙の案件となっております。

２．農地の移動状況

（１）農用地利用集積計画（農号経営基盤強化促進法）に基づく移動

売買（あっせん）、件数、合計６２件。面積、1,038.8ｈａ。
賃貸借、件数、合計１１３件。面積、1,612.4ｈａ
使用貸借、２０件。面積、1,139.5ｈａ
合計しまして、件数１９５件。面積3,790.7ｈａとなっております。

（２）農地法３条の許可による移動。

一般相対による売買。件数２４件。面積167.9ｈａ
交換。件数７件。面積46.8ｈａ
賃貸借。件数５件。面積33.5ｈａ

（３）農地法第３条の３に基づく届け出。

こちらは相続の届出等になります。５件、125.5ｈａ。

（４）農地法第４条の規定に基づく農地転用　　４件　4.1ｈａ
（５）農地法第５条の規定に基づく農地転用　１１件　8.0ｈａ
（６）農地法第１８条第６項の規定による合意解約　２５件
（７)特定農地貸付に係る農地法の特例に関する法律に基づく貸付承認　１件となっております。

３．委員の調査活動内容

調査活動の内容について報告致します。
農地法第３条の調査　３６件、委員数３６人。
農地法第４条の調査　　４件、委員数１３人。
農地法第５条の調査　１１件、委員数３８人。
農地法第３０条の調査　こちらは農地利用状況調査となっております。委員数は１６人。
農用地利用集積計画の調査　１１４件、委員数９９人。
農業振興地域整備計画の調査　１９件、委員数６５人。
現況調査　２４件、委員数９１人となっております。

４．委任業務関係

（１）委任業務の会議開催状況

会議名ですが、農業者経営移譲年金受給説明相談会ですが、こちらにつきましては
令和２年度について、実施しておりませんので記載はしておりません。

（２）委員業務の処理状況
農業者老齢年金受給裁定請求　２３件
通常加入申込・変更等申出書　９件
政策支援加入申込・変更等申出書　３件
死亡関係届出　１５件
特定処分対象農地処分関係　４件
その他の届出　　６件
農業者経営移譲年金等受給者現況届に係る証明　２１２件となっております。

５．その他
贈与税並びに不動産取得税に係る経営継続証明　７件
不動産取得税の課税標準の特例控除に係る証明　２９件
現況証明　２４件
農用地耕作証明　５件
その他の証明　９件となっております。
この報告書につきましては、承認された後、農業委員会ホームページにて公表していきたいと思います。以上です。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって、事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
報告のとおり承認することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。
以上をもって、報告第２１号は報告のとおり承認されました。

◎報告第２２号
○会長（佐藤徳市君）　日程第５。報告第２２号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容４件を議題と致します。
お諮り致します。
番号１から番号４まで内容４件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。
よって、番号１から番号４まで内容４件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。
農地係長小幡君。
○農地係長（小幡裕也君）　はい。

報告第２２号について説明させていただきます。
農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。
指名したあっせん委員は別紙のとおり４件となっております。

番号１
あっせん申出者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん
申出面積　２１．７ｈａ
指名年月日　令和３年４月６日
申出の種類　賃貸借
指名あっせん委員は、澁谷委員、高松委員、甲斐委員

続きまして番号２
あっせん申出者　●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん
申出面積　１１．０ｈａ
指名年月日　令和３年４月１３日。
申出の種類　売買。
指名あっせん委員は佐藤松喜委員、笛木委員、平山委員。

続きまして番号３
あっせん申出者　●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん
申出面積　９２．０ｈａ
指名年月日　令和３年４月１５日。
申出の種類　売買。
指名あっせん委員、舟山委員、津野委員、佐瀬委員、甲斐委員、小野寺委員。
なお、番号４につきましては、指名年月日、申出の種類、指名あっせん委員が番号３と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号４
あっせん申出者　●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん
申出面積　２５．３ｈａ。
以上です。

○会長（佐藤徳市君）　以上をもって番号１から番号４まで、内容４件について事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号１から番号４まで内容４件については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第２２号、内容４件は報告のとおり承認されました。

◎報告第２３号

○会長（佐藤徳市君）　日程第６。報告第２３号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容２件を議題と致します。

番号１を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君）　はい。

報告第２３号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり２件となっております。

番号１

あっせん譲渡申出者　●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん

あっせん委員長　大泉委員

あっせん委員　高原委員、笛木委員、熊谷委員

報告年月日　令和２年５月１３日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在　字上多和原野基線７０－１

現況地目　畑

面積　96,942㎡ほか６筆　合計面積は189,533㎡

価格　3,677,000円

譲受人氏名　●●●●さん

予定資金関係は　資金借入となっております。

なお番号１につきましてはあっせん委員であります笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤　徳市君）　４番・笛木君。

○４番（笛木　眞一君）　４番・笛木。

報告第２３号番号１について報告致します。

令和２年４月１６日に、あっせん委員の指名があり、令和２年４月２０日現地調査を行い、価格の決定を致しました。あっせん委員の大泉さんより●●●●さんに価格を提示したところ、譲渡の承認を得ました。令和２年５月１３日に●●●●において、第２回あっせん委員会を開催し、譲受者を、●●●●さんに決定致しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君）　以上をもって番号１について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、４番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤　徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号１は報告のとおり承認されました。

続いて番号２を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君）　はい。

番号２。

あっせん譲渡申出者、●●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長、大泉委員。

あっせん委員、髙原委員、笛木委員、熊谷委員。

報告年月日、令和元年１１月１４日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字上多和６３−１。

現況地目、畑。

面積、１７，１５６㎡ほか１４筆、合計面積が５０５，６２３㎡。

価格、６，９３１，０００円。

譲受人氏名、●●●●さん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

なお番号２につきましては、あっせん委員であります笛木委員より、報告を願います。

○会長（佐藤　徳市君）　４番・笛木君。

○４番（笛木　眞一君）　４番・笛木です。

報告第２３号、番号２について報告致します。

令和元年１０月３０日に、あっせん委員の指名があり、令和元年１１月７日に現地調査を行い、価格を決定しました。あっせん委員長の大泉委員より、●●●●さんに価格を提示し、譲渡の承認を得ましたので令和元年１１月１４日に●●●●において、第２回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を●●●●さんに決定致しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤　徳市君）　以上をもって番号２について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、４番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。
よって、番号２については報告のとおり承認されました。
以上をもって、報告第２３号、内容２件は報告のとおり承認されました。

◎報告第２４号

○会長（佐藤徳市君）　日程第７。報告第２４号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容１件を議題と致します。
番号１を議題と致します。
事務局より内容説明させます。
農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君）　はい。
報告第２４号について説明させていただきます。
農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。
別紙のとおり１件となっております。
番号１
あっせん賃貸借申出者　●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん
あっせん委員長　澁谷委員
あっせん委員　高松委員、甲斐委員
報告年月日　令和３年４月１２日
借受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。
土地の所在　字オソツベツ６６０
現況地目　畑
面積　217,520㎡
年間賃貸料　133,760円
借受人氏名　●●●●さん
賃貸借期間は　公告の日から令和８年２月２７日までとなっております。
なお番号１につきましてはあっせん委員長であります澁谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤　徳市君）　９番・澁谷君。

○９番（澁谷　洋君）　９番・澁谷。
報告第２４号番号１について報告致します。
あっせん委員に甲斐委員、高松委員と私が指名されましたので、令和３年４月１２日に●●●●においてあっせん委員会を開催しました当該地は●●●●さんのあっせん申出により、●●●●が買入を実施した農地であります。一時貸付者については５年後に取得予定の●●●●さんに決定しました。
内容については、事務局説明のとおりです。
以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君）　以上をもって番号１について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、９番・澁谷君の報告を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
報告のとおり承認することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○会長（佐藤　徳市君）　ご異議ないものと認めます。
よって、番号１は報告のとおり承認されました。
以上をもって、報告第２４号、内容１件は報告のとおり承認されました。

◎議案第５７号
○会長（佐藤徳市君）　日程第８。議案第５７号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容６件を議題と致します。
番号１を議題と致します。
事務局より内容説明させます。
振興係長不藤君。
○振興係長（不藤さとみ君）　はい。
議案第５７号について説明させていただきます。
農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第１８条第６項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。
合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり６件となっております。

番号１。
賃貸人、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。
賃借人、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。
土地の表示、字クチョロ原野北13線1-1の内。
地目、登記簿、原野。
現況、畑。
面積、９０，７００㎡。
設定内容、賃貸借。
契約年月日、平成２８年１月２５日。
契約期間、平成２８年１月２５日から令和３年１月２４日まで。
賃貸借の解約が合意された年月日、令和３年３月３１日。
土地の引渡し時期、令和３年３月３１日となっております。
なお、番号１につきましては、高橋委員に調査を依頼しておりましたが、欠席のため私から代理報告をさせていただきます。
議案第５７号　番号１について報告致します。
４月２１日に、現地を確認してまいりました。
本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。
賃貸人、●●●●、●●●●さんと賃借人、●●●●さんの、賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から６カ月以内に成立しているため、農地法第１８条第１項第２号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。
詳細につきましては、事務局説明のとおりです。
以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）　以上をもって番号１について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました３番・髙橋君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号１については、原案可決されました。

続いて番号２を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君）　はい。

番号２。

賃貸人、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

賃借人、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字阿歴内原野北４線119-1。

地目、登記簿　原野、現況　畑。

面積、４９，２８３㎡ほか５筆、合計面積１１２，４３３㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成２８年６月１日。

契約期間、平成２８年６月１日から令和３年５月３１日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和３年４月８日。

土地の引渡し時期、令和３年４月８日となっております。

なお、番号２につきましては、津野委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君）　６番・津野君。

○６番（津野　斉君）　６番・津野です。

議案第５７号、番号２について説明させていただきます。

４月２１日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと賃借人、●●●●さんの、賃貸借の解約が合意された年月日は、土地の引渡時期から６カ月以内に成立しているため、農地法第１８条第１項第２号の要件を満たし、許可が不要であると判断を致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）　以上をもって番号２について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました６番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号２については、原案可決されました。

続いて番号３を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君）　はい。

番号３。

賃貸人、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

賃借人、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字上多和原野基線59-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、３７，９８５㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成２３年９月１日。

契約期間、平成２３年９月１日から令和３年８月３１日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和３年４月８日。

土地の引渡し時期、令和３年４月８日となっております。

なお、番号３につきましては、平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君）　１３番・平山君。

○１３番（平山　正志君）　１３番・平山です。

議案第５７号、番号３について説明させていただきます。

４月１５日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと賃借人、●●●●さんの、賃貸借の解約が合意された年月日は、土地の引渡時期から６カ月以内に成立しているため、農地法第１８条第１項第２号の要件を満たし、許可が不要であると判断を致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）　以上をもって番号３について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました１３番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号３については、原案可決されました。

お諮り致します。

番号４から番号５まで内容２件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号４から番号５まで内容２件について、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君）　はい。

番号４。

賃貸人、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

賃借人、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字虹別４２６－１。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、５５，７５８㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和２年５月３１日。

契約期間、令和２年５月３１日から令和１２年５月３０日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、令和３年４月１２日。

土地の引渡し時期、令和３年４月１２日となっております。

なお、番号５につきまして、賃借人、設定内容が番号４と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号５。

賃借人、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字上多和原野東１線７８。

地目、登記簿牧場、現況採放地。

面積、２，６５３㎡ほか３７筆、合計面積５１３，１９５㎡。

契約年月日、平成２６年１０月３１日。

契約期間、平成２６年１０月３１から令和６年１０月３０日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和３年４月９日。

土地の引渡し時期、令和３年４月９日となっております。

なお、番号４、５につきましては、平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君）　１３番・平山君。

○１３番（平山正志君）　１３番・平山です。

議案第５７号、番号４及び番号５について説明させていただきます。

４月１５日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さん、●●●●さんと賃借人、●●●●さんの、賃貸借の解約が合意された年月日は、土地の引渡時期から６カ月以内に成立しているため、農地法第１８条第１項第２号の要件を満たし、許可が不要であると判断を致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）　以上をもって番号４、番号５について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました１３番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号４から番号５まで内容２件については、原案可決されました。

続いて番号６を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君）　はい。

番号６。

賃貸人、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

賃借人、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字虹別435-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、４９，６３７㎡。ほか１筆　合計面積は８８，０７９㎡

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和２年８月３日。

契約期間、令和２年８月３日から令和１２年８月２日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和３年３月２９日。

土地の引渡し時期、令和３年３月２９日となっております。

なお、番号６につきましては、平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君）　１３番・平山君。

○１３番（平山　正志君）　１３番・平山です。

議案第５７号、番号６について説明させていただきます。

４月１５日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと賃借人、●●●●さんの、賃貸借の解約が合意された年月日は、土地の引渡時期から６カ月以内に成立しているため、農地法第１８条第１項第２号の要件を満たし、許可が不要であると判断を致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。
○会長（佐藤徳市君）　以上をもって番号６について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました１３番・平山君の報告を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。
よって、番号６については、原案可決されました。
以上をもって、議案５７号、内容６件は原案可決されました。

◎議案第５８号
○会長（佐藤徳市君）　日程第９。議案第５８号、現況証明願について、内容４件を議題と致します。
番号１を議題と致します。
事務局より内容説明させます。
農地係長小幡君。
○農地係長（小幡裕也君）　はい。
議案第５８号について説明させていただきます。
現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。
別紙のとおり４件となっております。
番号１。
土地の所在、字標茶679-4。
登記簿地目、畑。
現況、農地、採草放牧地以外。
農地区分、一般民有地。
利用状況、山林。
面積　746㎡ほか3筆、合計面積は7,979㎡。
所有者名、●●●●さん。
申請者名、●●●●さん。
調査委員は、佐藤松喜委員、笛木委員、平山委員。
調査年月日、令和３年４月１５日。
なお、調査結果につきましては、平山委員より報告をお願い致します。
○会長（佐藤徳市君）　１３番・平山君。
○１３番（平山正志　君）　１３番・平山です。
議案第５８号、番号１について報告致します。
４月８日付けで、調査依頼がありまして、４月１５日に佐藤松喜委員、笛木委員と私と事務局より小幡係長と大河原主事で現地調査をしてまいりました。

配布資料の１ページから２ページをご覧下さい。
当該地の現況は山林となっており、隣接農地とはっきり区分けされておりました。
以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。
以上で報告終わります。
○会長（佐藤徳市君）　以上をもって番号１について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、１３番・平山君の報告を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。
よって、番号１については原案可決されました。
続いて番号２を議題と致します。
事務局より内容説明させます。
農地係長小幡君。
○農地係長（小幡裕也君）　はい。
番号２。
土地の所在、字西熊牛原野33-1。
登記簿地目、畑。
現況、農地、採草放牧地以外。
農地区分、一般民有地。
利用状況、原野。
面積、85,400㎡。
所有者名、●●●●さん。
申請者名、●●●●さん。
調査委員は、嶋中委員、渡邊委員、森田委員。
調査年月日は、令和３年４月１６日となっております。
なお、調査結果につきましては、嶋中委員より報告をお願い致します。
○会長（佐藤徳市君）　５番・嶋中君。
○５番（嶋中　勝君）　５番・嶋中です。
議案第５８号、番号２について報告致します。
４月８日付けで調査の依頼がありまして、４月１６日に渡邊委員、森田委員と事務局より小幡係長で現地調査してまいりました。
資料の３ページから４ページをご覧下さい。
当該地は急傾斜であり、また狭い場所も多く、大型機械が入りづらいということもありましてここ数年は刈り取りがされておりませんでした。当該地については今後農地、採草放牧地として利用することが困難と判断いたしまして、農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。
以上で報告終わります。
○会長（佐藤徳市君）　以上をもって番号２について事務局の説明並びに、現地調査にあたられま

した、５番・嶋中君の報告を終わります。
　これより本件に対する質疑を行います。
　ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
○会長（佐藤德市君）　ご質疑ないものと認めます。
　これより本件については採決致します。
　原案可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○会長（佐藤德市君）　ご異議ないものと認めます。
　よって、番号２については原案可決されました。

続いて番号３を議題と致します。
　事務局より内容説明させます。
　農地係長小幡君。
○農地係長（小幡裕也君）　はい。
　番号３。
　土地の所在、字上多和63-3.
　登記簿地目、畑。
　現況、農地、採草放牧地以外。
　農地区分、一般民有地。
　利用状況、雑種地。
　面積、3,403㎡。ほか4筆。合計面積は24,710㎡。
　所有者名、●●●●さん。
　申請者名、●●●●さん。
　調査委員は、笛木委員、熊谷委員、髙原委員、大泉委員。
　調査年月日は、令和元年１１月７日となっております。
　なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。
○会長（佐藤德市君）　４番・笛木君。
○４番（笛木　眞一君）　４番・笛木です。
　議案第５８号、番号３について報告致します。
　この件につきましてはあっせん案件で、令和元年１１月７日に熊谷委員、髙原委員、大泉委員、事務局より相撲前局長と大河原主事で現地調査してまいりました。
　資料の５ページから６ページをご覧下さい。
　当該地の現状は、原野または雑種地となっており、農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。
　以上で報告終わります。
○会長（佐藤德市君）　以上をもって番号３について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、４番・笛木君の報告を終わります。
　これより本件に対する質疑を行います。
　ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
○会長（佐藤德市君）　ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。
よって、番号３については原案可決されました。

続いて番号４を議題と致します。
事務局より内容説明させます。
農地係長小幡君。
○農地係長（小幡裕也君）　はい。
番号４。
土地の所在、字多和421-1の内.
登記簿地目、畑。
現況、農地、採草放牧地以外。
農地区分、一般民有地。
利用状況、原野。
面積、27,502.78㎡
所有者名、●●●●さん。
申請者名、●●●●さん。
調査委員は、嶋中委員、渡邊委員、森田委員。
調査年月日は、令和３年４月１６日となっております。
なお、調査結果につきましては、森田委員より報告をお願い致します。
○会長（佐藤徳市君）　１５番・森田君。
○１５番（森田　享子君）１５番・森田です。
議案第５８号、番号４について報告致します。
４月１２日付けで調査依頼がありまして、４月１６日に嶋中委員、渡邊委員、事務局より小幡係長と現地調査してまいりました。
資料の７ページから８ページをご覧下さい。
今回の案件は砂利採取に関わる現況証明願の申出であります。当該地の現況は原野となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。以上のことからこの土地は、農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。
以上で報告終わります。
○会長（佐藤徳市君）　以上をもって番号４について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、１５番・森田君の報告を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号４については原案可決されました。
以上をもって、議案第５８号、内容４件は原案可決されました。

◎議案第５９号

○会長（佐藤徳市君）　日程第１０。議案第５９号、農地法第３条の規定による許可申請について内容４件を議題と致します。
番号１を議題と致します。
事務局より内容説明させます。
農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君）　はい。
議案第５９号について説明させていただきます。
農地法第３条の規定による許可申請について、農地法第３条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。
許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり４件となっております。
番号１。
譲渡人、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。
譲受人、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。
土地の所在、字虹別原野970。
地目、登記簿、現況共に畑。
面積、105,283㎡。
契約の種類、売買。
権利移転設定の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、経営規模拡大のため。
資金調達の方法及び価格、自己資金で6,316,980円。
世帯員又は構成員、譲受人２名。
畑、採放地につきましては、譲受人が4,077,798㎡うち借入地2,635,219㎡。
経営の状況については、説明を省略させていただきます。
なお、調査結果につきましては、平山委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君）　１３番・平山君。

○１３番（平山　正志君）　１３番・平山です。
議案第５９号、番号１について報告致します。
４月６日に事務局より調査の依頼があり、４月９日に現地調査を行ってまいりました。
許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。
譲渡人の●●●●さんは相手方の希望により、農地を譲渡し、譲受人の●●●●さんは経営規模拡大のため、今回の申請となりました。
●●●●さんが申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し、周辺農地への影響なく、効率的に利用されることについても確認を致しました。
また、●●●●さんの経営農地面積は申請地を含め、下限面積要件を満たしております。
これらの調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。
以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）　以上をもって番号１について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました１３番・平山君の報告を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号１については原案可決されました。

続いて番号２を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君）　はい。

番号２。

譲渡人、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上多和原野西1線68-8。

地目、登記簿、畑。

現況、牧場。

面積、2,682㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金で322,130円。

世帯員又は構成員、譲受人２名。

畑、採放地につきましては、譲受人が434,504㎡うち借入地431,822㎡。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、平山委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君）　１３番・平山君。

○１３番（平山正志君）　１３番・平山です。

議案第５９号、番号２について報告致します。

４月６日に事務局より調査依頼があり、４月９日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の●●●●さんは相手方の希望により農地を譲渡し、譲受人の●●●●さんは、経営規模拡大のため申請となりました。

●●●●さんが申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し、周辺農地への影響なく、効率的に利用されることについても確認を致しました。

また、●●●●さんの経営農地面積は申請地を含め、下限面積要件を満たしております。

これら調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）　以上をもって番号２について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました１３番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号２については原案可決されました。

続いて番号３を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君）　はい。

番号３。

譲渡人、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字標茶675-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、151,404㎡。ほか2筆。合計面積は172,951㎡

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、農地の集積を図るため

譲受人、農地の集積を図るため

資金調達の方法及び価格、自己資金で9,389,575円。

世帯員又は構成員、譲受人３名。

畑、採放地につきましては、譲受人が1,426,475㎡うち借入地606,049㎡。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、平山委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君）　１３番・平山君。

○１３番（平山正志君）　１３番・平山です。

議案第５９号、番号３について報告致します。

４月１３日に事務局より調査依頼があり、４月１５日に現地調査を行ってまいりました。

譲渡人の●●●●さん、譲受人の●●●●さんは、お互いの農地の集積を図るため申請となりました。

●●●●さんが申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し、周辺農地への影響なく、効率的に利用されることについても確認を致しました。

また、●●●●さんの経営農地面積は申請地を含め、下限面積要件を満たしております。

これら調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）　以上をもって番号３について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました１３番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号３については原案可決されました。

続いて番号４を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君）　はい。

番号４。

譲渡人、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字多和412。

地目、登記簿　牧場、現況　畑。

面積、1,830㎡。ほか4筆。合計面積は22,776㎡

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方要望。

譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金で995,800円。

世帯員又は構成員、譲受人４名。

畑、採放地につきましては、譲受人が516,592㎡。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君）　４番・笛木君。

○４番（笛木　眞一君）　４番・笛木です。

議案第５９号、番号４について報告致します。

４月１日に事務局より調査依頼があり、４月４日に現地調査を行ってまいりました。

譲渡人の●●●●さんは相手方の希望により農地を譲り渡し、譲受人の●●●●さんは経営規模拡大のため今回の申請となりました。

●●●●さんが申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し、周辺農地への影響なく、効率的に利用されることについても確認を致しました。

また、●●●●さんの経営農地面積は申請地を含め、下限面積要件を満たしております。

これら調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）　以上をもって番号４について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました４番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。
　これより本件については採決致します。
　原案可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。
　よって、番号４については原案可決されました。

　以上をもって、議案第５９号、内容４件は原案可決されました。

◎議案第６０号
○会長（佐藤徳市君）　日程第１１。議案第６０号、農地法第５条の規定による許可申請について、内容１件を議題と致します。
　番号１を議題と致します。

　事務局より内容説明させます。
　農地係長小幡君。
○農地係長（小幡裕也君）　はい。
　議案第６０号について説明させていただきます。
　農地法第５条の規定による許可申請について、農地法第５条の規定による農地転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。
　許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり１件であります。
　番号１。
　所有者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。
　転用者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。
　土地の所在、字中チャンベツ原野基線42-1の内。
　地目、登記簿、現況共に畑。
　面積、3,640.58㎡。
　農地区分、農振農用地区域内農地。
　土地利用計画、農振農用地区域。
　契約内容、使用貸借
　転用目的は、育成舎新築事業となっております。
　転用計画内容、期間、許可日の日から永久。
　育成舎、451.80㎡。
　ロール置き場、1,482.61㎡。
　作業スペース、1,706.17㎡。
　調査委員は、津野委員、佐瀬委員、甲斐委員、小野寺委員。
　調査結果につきましては甲斐委員よりご報告をお願い致します。
○会長（佐藤徳市君）　１２番・甲斐君。
○１２番（甲斐やす子君）　１２番・甲斐です。
　議案第６０号、番号１について報告致します。
　４月１５日に事務局より調査の依頼があった、４日２２日に津野委員、佐瀬委員、小野寺委員と私、事務局より小幡係長と大河原主任で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の９ページから１１ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、●●●●で営農する●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地の農業用施設建設を目的とし、農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用の目的、転用計画については、記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

当該地は農振農用地区域内農地であることから原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで、必要な施設の建設であり、転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）　以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました１２番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第６０号、内容１件は原案可決されました。

◎議案第６１号

○会長（佐藤徳市君）　日程第１２。議案第６１号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容２３件を議題と致します。

番号１を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君）　はい。

議案第６１号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第１５条第４項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり２３件となっております。

番号１。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ660。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、217,520㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。
成立する法律関係、賃貸借。
利用権の期間は、令和３年４月３０日から令和８年２月２７日まで。
土地の引渡時期、令和３年４月３０日。
金額、年間133,760円。
支払方法、毎年１２月１０日までに指定口座振込みとなっております。
なお、番号１については、あっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。
以上です。
○会長（佐藤徳市君）　以上をもって事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。
よって、番号１については原案可決されました。
お諮り致します。
番号２から番号３まで内容２件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。
よって、番号２から番号３まで内容２件を一括議題と致します。
事務局より内容説明させます。
振興係長不藤君。
○振興係長（不藤さとみ君）　はい。
番号２。
利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。
利用権の設定等をする者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。
土地の所在、字上多和原野基線70-1。
地目、登記簿原野、現況畑。
面積、96,942㎡ほか6筆、合計面積189,533㎡。
利用権設定等の種類、所有権の移転。
利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。
成立する法律関係、売買。
所有権移転の時期、令和３年４月３０日。
対価の支払い期限、令和３年７月３１日。
土地の引渡時期、対価の支払日。
価格、3,677,000円。
支払方法、指定口座振込みとなっております。
なお、番号３につきまして、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、所

有権移転の時期、対価の支払い期限、土地の引渡時期、支払方法が番号２と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号３。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上多和63-1。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積、17,156㎡ほか14筆。合計面積、505,623㎡

価格、6,931,000円となっております。

なお、番号２及び番号３につきましては、あっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君）　以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号２から番号３まで内容２件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号４から番号５まで内容２件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号４から番号５まで内容２件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君）　はい。

番号４。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上多和44-6の内。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積、1,089㎡ほか8筆、合計面積158,288㎡となっております。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和３年４月３０日から令和６年４月２９日まで。

土地の引渡時期、令和３年４月３０日。

金額、年間506,521円。

支払方法、毎年12月末日まで指定口座振込みとなっております。

なお、番号５につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、土地の引渡時期、支払方法が番号２と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号５。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん

土地の所在、字上多和33-2の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、2,676㎡ほか12筆。合計面積、185,098㎡。

利用権の期間、令和３年４月３０日から令和１３年４月２９日まで。

金額、年間528,567円。

支払方法、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号４及び番号５につきましては平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君）　１３番・平山君。

○１３番（平山正志君）　１３番・平山です。

議案第６１号、番号４及び番号５について報告致します。

４月１３日付けで事務局より調査依頼がありまして、４月１５日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の要望により、農地を貸付するものです。

借主の●●●●さん、●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君）　以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました１３番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号４から番号５まで、内容２件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号６から番号８まで内容３件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号６から番号８まで内容３件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君）　はい。

番号６。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上多和84-1。

地目、登記簿現況共に畑。

面積、12,554㎡ほか74筆、合計面積1,154,361㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和３年４月３０日から令和２３年４月２９日まで。

土地の引渡時期、令和３年４月３０日。

金額は無償となっております。

なお、番号７につきまして、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の内容が番号６と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号７。

利用権の設定等をする者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん

土地の所在、字上多和原野東1線78。

地目、登記簿牧場、現況採放地。

面積、2,653㎡ほか37筆。合計面積、513,195㎡。

利用権設定等の種類、賃貸借の設定。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和３年４月３０日から令和１３年４月２９日まで。

土地の引渡時期、令和３年４月30日。

金額、年間916,000円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

続きまして、番号８になりますが、利用権設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間が番号７と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号８。

利用権の設定等をする者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別426-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、55,758㎡。

金額、年間178,425円。

支払方法、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号６から番号８につきましては平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたし

ます。
○会長（佐藤徳市君）　１３番・平山君。
○１３番（平山正志君）　１３番・平山です。
議案第６１号、番号６から番号８について報告致します。
４月１３日付けで事務局より調査依頼がありまして、４月１５日に現地調査を行ってまいりました。
利用権設定等の農地につきましては、新規の使用貸借契約と継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。
貸主の●●●●さんは､後継者の●●●●さんへ農地を貸付け､●●●●さんと●●●●さんは、相手方要望により、農地を貸付けするものです。
借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。
この使用貸借契約及び賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。
詳細につきましては、事務局説明のとおりです。
以上で報告終わります。
○会長（佐藤徳市君）　以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました１３番・平山君の報告を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。
よって、番号６から番号８まで、内容３件については原案可決されました。
続いて番号９を議題と致します。
事務局より内容説明させます。
振興係長不藤君。
○振興係長（不藤さとみ君）　はい。
番号９。
利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。
利用権の設定等をする者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。
土地の所在、字上多和原野基線59-1の内。
地目、登記簿現況共に畑。
面積、31,827㎡。
利用権設定等の種類、賃借権の設定。
利用権設定等の内容、普通畑。
成立する法律関係、賃貸借。
利用権の期間、令和３年４月３０日から令和５年７月３１日まで。
土地の引渡時期、令和３年４月３０日。
金額、年間73,202円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。
番号９につきましては平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。
○会長（佐藤徳市君）　１３番・平山君。
○１３番（平山正志君）　１３番・平山です。
議案第６１号、番号９について報告致します。
４月１３日付けで事務局より調査依頼がありまして、４月１５日に現地調査を行ってまいりました。
利用権設定等の農地につきましては､新規の賃貸借契約であり､記載のとおり確認しております。
貸主の●●●●さんは、相手方の希望により、農地を貸付けするものです。
借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。
この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。
詳細につきましては、事務局説明のとおりです。
以上で報告終わります。
○会長（佐藤徳市君）　以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました１３番・平山君の報告を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。
よって、番号９については原案可決されました。
お諮り致します。
番号１０から番号１１まで内容２件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。
よって、番号１０から番号１１まで内容２件を一括議題と致します。
なお、●番●●君は農業委員会等に関する法律３１条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。
（●●●●君退席）
事務局より内容説明させます。
振興係長不藤君。
○振興係長（不藤さとみ君）　はい。
番号１０。
利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。
利用権の設定等をする者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。
土地の所在、字弟子屈865-1の内。
地目、登記簿現況共に畑。

面積、60,000㎡ほか5筆、合計面積、860,000㎡。
利用権設定等の種類、賃借権の設定。
利用権設定等の内容、普通畑。
成立する法律関係、賃貸借。
利用権の期間、令和３年４月３０日から令和８年４月２９日まで。
土地の引渡時期、令和３年４月３０日。
金額、年間2,150,000円。
支払方法、毎年10月末日まで指定口座振込みとなっております。
なお、番号１1につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号１０と同じでありますので、説明を省略させていただきます。
番号１１。
利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん
土地の所在、字弟子屈865-2の内。
地目、登記簿現況共に畑。
面積、100,000㎡ほか3筆。合計面積、500,000㎡。
金額、年間1,250,000円となっております。
なお、番号１０及び番号１１につきましては平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。
○会長（佐藤徳市君）　１３番・平山君。
○１３番（平山正志君）　１３番・平山です。
議案第６１号、番号１０及び番号１１について報告致します。
４月１３日付けで事務局より調査依頼がありまして、４月１５日に現地調査を行ってまいりました。
利用権設定等の農地につきましては､継続の賃貸借契約であり､記載のとおり確認しております。
貸主の●●●●さんは、相手方の希望により、農地を貸付けするものです。
借主の●●●●さん、●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。
この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。
詳細につきましては、事務局説明のとおりです。
以上で報告終わります。
○会長（佐藤徳市君）　以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました１３番・平山君の報告を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。
よって、番号１０から番号１１まで、内容２件については原案可決されました。

（●●●●君復席）

続いて番号１２を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君）　はい。

番号１２。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野718-9。

地目、登記簿現況共に畑。

面積、68,514㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和３年４月３０日から令和１３年４月２９日まで。

土地の引渡時期、令和３年４月３０日。

金額、年間219,244円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号１２につきましては笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君）　４番・笛木君。

○４番（笛木　眞一君）　４番・笛木です。

議案第６１号、番号１２について報告致します。

４月１３日付けで事務局より調査依頼がありまして、４月１５日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により、農地を貸付けするものです。

借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君）　以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました４番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号１２については原案可決されました。

続いて番号１３を議題と致します。
事務局より内容説明させます。
振興係長不藤君。
○振興係長（不藤さとみ君）　はい。
番号１３。
利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。
利用権の設定等をする者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。
土地の所在、字阿歴内42-2の内。
地目、登記簿現況共に畑。
面積、95,073㎡。
利用権設定等の種類、賃借権の設定。
利用権設定等の内容、普通畑。
成立する法律関係、賃貸借。
利用権の期間、令和３年４月３０日から令和１３年４月２９日まで。
土地の引渡時期、令和３年４月３０日。
金額、年間690,182円。
支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。
番号１３につきましては佐瀬委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。
○会長（佐藤徳市君）　７番・佐瀬君。
○７番（佐瀬　日出夫君）　７番・佐瀬です。
議案第６１号、番号１３について報告致します。
４月１３日付けで事務局より調査依頼がありまして、４月１６日に現地調査を行ってまいりました。
利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。
貸主の●●●●さんは、相手方の希望により、農地を貸付けするものです。
借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。
この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。
詳細につきましては、事務局説明のとおりです。
以上で報告終わります。
○会長（佐藤徳市君）　以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました７番・佐瀬君の報告を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。
よって、番号１３については原案可決されました。
続いて番号１４を議題と致します。

なお、●番●●君は農業委員会等に関する法律３１条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君）　はい。

番号１４。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野北2線137-2。

地目、登記簿現況共に畑。

面積、32,081㎡ほか2筆。合計面積、98,412㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和３年４月３０日から令和１３年４月２９日まで。

土地の引渡時期、令和３年４月３０日。

金額、年間100,000円。

支払方法、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号１４につきましては佐瀬委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君）　７番・佐瀬君。

○７番（佐瀬　日出夫君）　７番・佐瀬です。

議案第６１号、番号１４について報告致します。

４月１３日付けで事務局より調査依頼がありまして、４月１６日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により、農地を貸付けするものです。

借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君）　以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました７番・佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。
よって、番号１４については原案可決されました。

（●●●●君復席）

続いて番号１５を議題と致します。
なお、●番●●君は農業委員会等に関する法律３１条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。
振興係長不藤君。
○振興係長（不藤さとみ君）　はい。
番号１５。
利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。
利用権の設定等をする者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。
土地の所在、字阿歴内原野南5線149-1。
地目、登記簿現況共に畑。
面積、32,390㎡ほか3筆。合計面積、73,162㎡
利用権設定等の種類、賃借権の設定。
利用権設定等の内容、普通畑。
成立する法律関係、賃貸借。
利用権の期間、令和３年４月３０日から令和７年８月２日まで。
土地の引渡時期、令和３年４月３０日。
金額、年間159,300円。
支払方法、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。
番号１５につきましては津野委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。
○会長（佐藤徳市君）　６番・津野君。
○６番（津野　斉君）　６番・津野です。
議案第６１号、番号１５について報告致します。
４月１３日付けで事務局より調査依頼がありまして、４月２１日に現地調査を行ってまいりました。
利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。
貸主の●●●●さんは、相手方の希望により、農地を貸付けするものです。
借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。
この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。
詳細につきましては、事務局説明のとおりです。
以上で報告終わります。
○会長（佐藤徳市君）　以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました６番・津野君の報告を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。
よって、番号１５については原案可決されました。
（●●●●君復席）
続いて番号１６を議題と致します。
事務局より内容説明させます。
振興係長不藤君。
○振興係長（不藤さとみ君）　はい。
番号１６。
利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。
利用権の設定等をする者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。
土地の所在、字塘路283-1の内。
地目、登記簿原野、現況畑。
面積、157,889㎡
利用権設定等の種類、賃借権の設定。
利用権設定等の内容、普通畑。
成立する法律関係、賃貸借。
利用権の期間、令和３年４月３０日から令和８年４月２９日まで。
土地の引渡時期、令和３年４月３０日。
金額、年間489,455円。
支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。
番号１６につきましては津野委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。
○会長（佐藤徳市君）　６番・津野君。
○６番（津野　斉君）　６番・津野です。
議案第６１号、番号１６について報告致します。
４月１３日付けで事務局より調査依頼がありまして、４月２１日に現地調査を行ってまいりました。
利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。
貸主の●●●●さんは、相手方の希望により、農地を貸付けするものです。
借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。
この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。
詳細につきましては、事務局説明のとおりです。
以上で報告終わります。
○会長（佐藤徳市君）　以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました６番・津野君の報告を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。
よって、番号１６については原案可決されました。
お諮り致します。
番号１７から番号１８まで内容２件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。
よって、番号１７から番号１８まで内容２件を一括議題と致します。
事務局より内容説明させます。
振興係長不藤君。
○振興係長（不藤さとみ君）　はい。
番号１７。
利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。
利用権の設定等をする者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。
土地の所在、字中チャンベツ原野南2線東21-2。
地目、登記簿現況共に畑。
面積、12,936㎡ほか2筆、合計面積、49,884㎡。
利用権設定等の種類、賃借権の設定。
利用権設定等の内容、普通畑。
成立する法律関係、賃貸借。
利用権の期間、令和３年４月３０日から令和１３年４月２９日まで。
土地の引渡時期、令和３年４月３０日。
金額、年間118,000円。
支払方法、毎年10月末日まで指定口座振込みとなっております。
なお、番号１８につきましては、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、土地の引渡時期、支払方法が番号１７と同じでありますので、説明を省略させていただきます。
番号１８。
利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん
土地の所在、字中チャンベツ原野南2線26-1の内。
地目、登記簿牧場、現況畑。
面積、232㎡ほか1筆。合計面積、6,294㎡。
利用権の期間、令和３年４月３０日から令和８年４月２９日まで。
金額、年間9,441円となっております。
番号１７及び番号１８につきましては甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。
○会長（佐藤徳市君）　１２番・甲斐君。
○１２番（甲斐やす子君）　１２番・甲斐です。

議案第６１号、番号１７及び番号１８について報告致します。

４月１３日付けで事務局より調査依頼がありまして、４月１９日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により、農地を貸付けするものです。

借主の●●●●さん、●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君）　以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました１２番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号１７から番号１８まで、内容２件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号１９から番号２０まで内容２件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号１９から番号２０まで内容２件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君）　はい。

番号１９。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。

土地の所在、中チャンベツ114-2。

地目、登記簿現況共に畑。

面積、3,593㎡ほか10筆、合計面積、182,230㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和３年４月３０日から令和８年４月２９日まで。

土地の引渡時期、令和３年４月３０日。

金額、年間477,000円。

支払方法、毎年10月末日まで指定口座振込みとなっております。
なお、番号２０につきましては、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号１９と同じでありますので、説明を省略させていただきます。
番号２０。
利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん
土地の所在、字中チャンベツ原野基線22-2。
地目、登記簿、現況共に畑。
面積、43,834㎡ほか5筆。合計面積、70,143㎡。
金額、年間201,500円となっております。
番号１９及び番号２０につきましては甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。
○会長（佐藤徳市君）　１２番・甲斐君。
○１２番（甲斐やす子君）　１２番・甲斐です。
議案第６１号、番号１９及び番号２０について報告致します。
４月１３日付けで事務局より調査依頼がありまして、４月１９日に現地調査を行ってまいりました。
利用権設定等の農地につきましては､継続の賃貸借契約であり､記載のとおり確認しております。
貸主の●●●●さんは、相手方の希望により、農地を貸付けするものです。
借主の●●●●さん、●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。
この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。
詳細につきましては、事務局説明のとおりです。
以上で報告終わります。
○会長（佐藤徳市君）　以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました１２番・甲斐君の報告を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。
よって、番号１９から番号２０まで、内容２件については原案可決されました。

お諮り致します。
番号２１から番号２３まで内容３件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。
よって、番号２１から番号２３まで内容３件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。
振興係長不藤君。
○振興係長（不藤さとみ君）　はい。
番号２１。
利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。
利用権の設定等をする者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん。
土地の所在、中チャンベツ13-2。
地目、登記簿現況共に畑。
面積、33,199㎡ほか7筆、合計面積、230,377㎡。
利用権設定等の種類、賃借権の設定。
利用権設定等の内容、普通畑。
成立する法律関係、賃貸借。
利用権の期間、令和３年４月３０日から令和８年４月２９日まで。
土地の引渡時期、令和３年４月３０日。
金額、年間473,000円。
支払方法、毎年10月末日まで指定口座振込みとなっております。
なお、番号２２及び番号２３につきましては、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号２１と同じでありますので、説明を省略させていただきます。
番号２２。
利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん
土地の所在、字中チャンベツ15-1の内。
地目、登記簿、現況共に畑。
面積、38,100㎡ほか3筆。合計面積、136,849㎡。
金額、年間304,000円となっております。
番号２３。
利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●●●●、●●●●さん
土地の所在、字中チャンベツ242-12.
地目、登記簿、現況共に畑。
面積、32,938㎡ほか3筆。合計面積、128,729㎡。
金額、年間238,000円となっております。
番号２１から番号２３につきましては甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。
○会長（佐藤徳市君）　１２番・甲斐君。
○１２番（甲斐やす子君）　１２番・甲斐です。
議案第６１号、番号２１から番号２３について報告致します。
４月１３日付けで事務局より調査依頼がありまして、４月１９日に現地調査を行ってまいりました。
利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。
貸主の●●●●さんは、相手方の希望により、農地を貸付けするものです。
借主の●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君）　以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました１２番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号２１から番号２３まで、内容３件については原案可決されました。

以上をもって、議案第６１号、内容２３件は原案可決されました。

◎議案第６２号

○会長（佐藤　徳市君）　日程第１３。議案第６２号、令和２年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君）　はい。

議案第６２号について説明させていただきます。

令和２年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について。

令和２年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、次のとおり策定したので議決を求めるものであります。

令和２年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）は、別紙のとおりとなっております。

内容につきましては、先ほどの全体協議会の中で説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

ご審議のほど、宜しくお願い致します。

○会長（佐藤　徳市君）　以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤　徳市君）　ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤　徳市君）　ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第６２号は原案可決されました。

◎議案第６３号

○会長（佐藤　徳市君）　日程第１４。議案第６３号、令和３年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君）　はい。

議案第６３号について説明をさせていただきます。

令和３年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

令和３年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、次のとおり策定したので議決を求めるものであります。

令和３年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）は、別紙のとおりとなっております。

なお、説明につきましては先ほどの全体協議会で説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

ご審議のほどを宜しくお願い致します。

○会長（佐藤　徳市君）　以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤　徳市君）　ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤　徳市君）　ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第６３号は原案可決されました。

◎議案第６４号

○会長（佐藤　徳市君）　日程第１５。議案第６４号、令和３年度標茶町農業委員会事業計画についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長不藤君。

○農地係長（不藤さとみ君）　はい。

議案第６４号について説明をさせていただきます。

令和３年度標茶町農業委員会事業計画について、令和３年度標茶町農業委員会事業計画を定めたいので、承認を求めるものであります。

令和３年度標茶町農業委員会事業計画は、別紙のとおりとなっております。

この事業計画につきましては、毎年４月に標茶町農業委員会の計画として、事業計画を定めているものであります。

計画の概要を読み上げて提案をさせていただきます。

令和３年度標茶町農業委員会事業計画。

Ⅰ　農業情勢と課題

本町の農業は、広大な土地と恵まれた水資源に支えられ、草地型酪農を根幹として、生産基盤整備の積極的な推進により経営規模の拡大を続け、我が国でも有数の酪農地帯として成長を遂げ

てきたほか、肉牛の生産・販売にも積極的に取り組み、野菜生産においては、冷涼な気候を活かし大根の栽培も導入され、道内屈指の産地として知られるようになりました。

しかしながら、担い手の不在など依然厳しい経営環境におかれ、新規就農研究制度の充実を図っておりますが、離農戸数も高く推移しています。

なお、農業委員会組織・制度改革については、改正法に基づく農業委員改選が行われました。これまで同様、法令業務・振興業務の積極的な取り組みはもとより農地利用最適化の確実な実施に努めてまいります。

このような状況を踏まえ、本会は「農号委員会等に関する法律」に定められた農地行政の厳正な実施はもとより、農業委員一人ひとりの役割を十分に発揮して、本町農業の持続的発展と、本町の振興に寄与するため「行動する農業委員会」としてさらに取組みを強化し農業・農業者の公的代表機関として本町農業振興のために関係機関・団体との連携強化を図り積極的な活動を推進してまいります。

Ⅱ　活動方針

１　農業委員会活動を実現するため農業委員自ら実践行動に取り組む。

２　地区担当制により農業者の声を幅広くくみとり、きめ細かな農業委員会活動を展開する。

Ⅲ　活動計画

１　担い手の育成・確保対策の推進。

２　優良農地の確保・有効利用の推進と遊休農地の解消。

３　地域に根ざした農政活動の推進。

４　農業委員・事務局職員の資質の向上。

５　農業委員会の制度の普及及び広報活動の推進

計画の詳細につきましては、記載の通りでございますので、省略致します。

ご審議のほど宜しくお願い致します。

○会長（佐藤　徳市君）　以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤　徳市君）　ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤　徳市君）　ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第６４号は原案可決されました。

◎議案第６５号

○会長（佐藤　徳市君）　日程第１６。議案第６５号、農地等の利用最適化の推進に関する指針の見直しについてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君）　はい。

議案第６５号について説明をさせていただきます。

農地等の利用最適化の推進に関する指針の見直しについて、農業委員会等に関する法律第７条の

規定により、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（平成２９年７月３１日制定）を見直すことについて議決を求めるものであります。

農地等の利用最適化の推進に関する指針（案）別紙のとおりであります。

この指針は、年度初めに見直しを行うことを原則とする、とありまして昨年度のものを見直した次第でございます。

主な変更点は、２番目の担い手への農地利用集積について。

（１）令和３年度～令和４年度の目標、３４ｈａとなっております。

これは標茶町耕地面積、２８，９００ｈａから、公共牧野などの３，５００ｈａを除いた、９５％の集積率を目指す設定となっております。

１０年後の９５％を達成するために、毎年集積実績に基づいて計算した値が、今年については３４ｈａとなった次第でございます。

主な変更点は以上です。

ご審議のほど宜しくお願い致します。

○会長（佐藤　徳市君）　以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤　徳市君）　ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤　徳市君）　ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第６５号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤　徳市君）　これをもちまして、第１１回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐藤　徳市君）　第１１回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前１１時４５分閉会）